

平成28年3月移行当初における毛呂山町介護予防・日常生活支援総合事業について

平成28年1月22日（金）に行いました事業者説明会の際の質問等を考慮し、追加資料を作成したものです。

1 記録の保存期間

地域支援事業の実施主体が市町村となったことにより、記録の保存期間を一部5年とします。

（平成28年1月22日事業所説明会資料P8 イ サービスの基準）

【詳細】

介護予防・日常生活支援総合事業費の請求に係る消滅時効が5年とされたため、請求等に係る書類について、契約終了から5年間保存をすることとします。不適正な介護報酬の返還請求権の消滅時効は、事業者が介護報酬を受け取ってから5年間とされていますが、記録の保存期間を厚生労働省令の基準と同様に2年間とすると、返還請求の根拠となる記録が事業所に残されておらず、不適正な介護報酬の返還を請求できない場合があるため、5年間とします。

5年間保存の対象とするもの

- ・サービスの介護計画
- ・提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ・従業員の勤務体制についての記録
- ・事業費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し
- ・利用者から支払を受ける利用料に関する記録

<厚生労働省令>指定介護予防サービスの基準

保存期間	保存すべき記録等
2年	①各サービスのサービス計画書
	②サービス提供記録
	③利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に関する記録
	④苦情の内容等の記録
	⑤事故が発生した場合の事故状況及び事故に際して採った処置についての記録
【従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録】保存期間の設定はないが、各事業所において整備しておかなければならないこととされている。	



<毛呂山町の総合事業の基準要綱案>

保存期間	保存すべき記録等
5年（現行2年から延長）	①各サービスのサービス計画書
5年（現行2年から延長）	②サービス提供記録
2年（現行どおり）	③利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に関する記録
2年（現行どおり）	④苦情の内容等の記録
2年（現行どおり）	⑤事故が発生した場合の事故状況及び事故に際して採った処置についての記録
5年（新規に規定）	⑥従業員の勤務体制についての記録
5年（新規に規定）	⑦総合事業費を請求するために、審査支払期間に提出したもの
5年（新規に規定）	⑧利用者から支払を受ける利用料に関する記録

2 定款について

総合事業の実施に伴い、定款の変更が必要と考えます。今回の変更にあたり、町へ届け出る必要はありませんが、適切に対応しておいてください。

事業の目的の記載に関しては、介護保険法で使用されている用語にて記載していただくことが適切と考えます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」、「介護保険法に基づく第1号事業」と大きく定義し、そこから読み取れる状態であればかまいません。ただし、他の法令・制度等で記載方法に関し指導がされている場合にはそれに従ってください。

「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、平成30年3月31日まではサービスを提供する可能性がありますので削除しないでください。

3 運営規程

運営規程について、提供するサービスが変わりますので、変更（追加）の可能性があると考えます。事業名称については、具体的な事業の内容が解る名称を使用することが適切と考えます。なお、運営規程は介護とは別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えありません。

【例】「第1号訪問事業」（毛呂山町訪問介護相当サービス）」

「第1号通所事業」（毛呂山町通所介護相当サービス）」

4 契約書・重要事項説明書の変更点

総合事業移行に伴い、契約書及び重要事項説明書の一部文言の変更（追加）が必要となります。

(1) サービスの種類

介護予防訪問介護→第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）

介護予防通所介護→第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

(2) 介護予防ケアプラン

介護予防サービス計画書、介護予防マネジメントケアプランの両者、またはどちらか。

(3) 記録の保存期間

2年間→5年間

契約書においても、提供されるサービス内容、その他契約の内容について、誤解が生じない記載であれば、介護給付と総合事業の内容を併せた様式としても差し支えないものと考えます。

利用者との契約

総合事業によるサービスの提供には、利用者との契約が必要になります。総合事業に切り替わる際には、みなし指定等の指定事業者が提供する介護予防訪問介護と介護予防通所介護と同一の基準によるサービスにおいても、改めて契約を取り交わすことが適当と考えます。

但し、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じないようであれば、覚書等を交わすというような対応でもさしつかえないものと考えます。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者（要支援者）※1	再契約	（再）同意
新規（要支援者・事業対象者）	新規契約	同意

※1 既利用者（要支援者）とは、総合事業切り替え前より予防給付（例：訪問介護）を利用して、要支援認定更新後に総合事業（例：介護予防訪問介護相当サービス）を利用する場合をいう。

現在の予防給付等と同様に、指定事業者は、利用者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていただいた上で、サービス提供を行ってください。

問合せ

◎毛呂山町高齢者支援課 代表 049-295-2112

○総合事業制度全般に関すること

地域支援事業係 内線 129

○総合事業の利用、決定及び事業所指定等に関すること

介護保険係 内線 122

○一般介護予防・ゆずっこ元気体操に関すること

地域包括支援センター 内線 126